



～健康的な生活は楽しく・美味しく・気楽に～ 我が家ではつらつ研修大会

我が家ではつらつ実行委員会は、「気楽に、楽しく動いて、美味しく食べる」研修会を次のとおり開催します。
「我が家ではつらつチャレンジ60」に参加した人、参加しなかった人、誰でも参加できます。皆さんで健康づくりの輪をさらに広げましょう。

■問い合わせ・申し込み 健康づくり課健康増進係 ☎(21)0267 FAX(21)0423

◆申込期限 2月12日(水)

◆申込み方法
所定の申込用紙に記入の上、郵送またはファクスによりお申し込みください。(電話申し込みも可能)

◆参加費
無料(昼食代400円程度の負担が必要)

◆申込方法
送付先：〒716-8501【住所不要】
高梁市役所健康福祉部健康づくり課内
「我が家ではつらつ実行委員会事務局」

◆日時
2月22日(土) 午前10時～午後3時

◆会場
文化交流館

◆内容
①開会行事(午前10時～)
②講演会(午前10時15分～)
③実践報告(午前11時45分～)
④健口体操(午後0時45分～)
⑤健康はつらつ広場(午後1時15分～)
⑥ウオーキング大会
⑦閉会(午後3時)

◆その他
平成27年3月31日までの期間、市内事業者については登録がない場合でも、契約金額が年間総額5万円までの取引は行えることとしています。ただし、平成27年4月1日以降は登録が必須です。

◆注意
①申請書と添付書類は、A4フラットファイルとして提出してください。

◆登録の有効期間
平成26年4月1日～平成27年3月31日(1年間)
※今回は平成25・26年度分の申請受け付けのため、有効期間は1年間となります。

◆主な登録種目の内容
【物品】文具・事務用機器(○A機器リース含む)、木工・家具類、教育・保育用品、印刷・看板、衣料、日用品、薬品類、医療機器、測定機器、電気機械器具、厨房機器、輸送機器、消防保安用品、燃料、資材、農業園芸用品、食品など全ての物品

【役務・業務】清掃、保守点検、警備、測定・検査、計画策定、情報通信、クリーニング、害虫駆除、運送、リース(○A機器除く)などの役務・業務委託

※詳細は申請書類でご確認ください。

◆受付期間
2月3日(月)～28日(金)(土・日曜日、祝日を除く)
※郵送の場合は28日(金)必着

◆受付場所
総務部監理課
〒716-8501【住所不要】高梁市役所分庁舎

◆主な登録種目の内容
【物品】文具・事務用機器(○A機器リース含む)、木工・家具類、教育・保育用品、印刷・看板、衣料、日用品、薬品類、医療機器、測定機器、電気機械器具、厨房機器、輸送機器、消防保安用品、燃料、資材、農業園芸用品、食品など全ての物品

【役務・業務】清掃、保守点検、警備、測定・検査、計画策定、情報通信、クリーニング、害虫駆除、運送、リース(○A機器除く)などの役務・業務委託

※詳細は申請書類でご確認ください。

◆登録の有効期間
平成26年4月1日～平成27年3月31日(1年間)
※今回は平成25・26年度分の申請受け付けのため、有効期間は1年間となります。

◆注意
①申請書と添付書類は、A4フラットファイルとして提出してください。

◆登録の有効期間
平成26年4月1日～平成27年3月31日(1年間)
※今回は平成25・26年度分の申請受け付けのため、有効期間は1年間となります。

◆主な登録種目の内容
【物品】文具・事務用機器(○A機器リース含む)、木工・家具類、教育・保育用品、印刷・看板、衣料、日用品、薬品類、医療機器、測定機器、電気機械器具、厨房機器、輸送機器、消防保安用品、燃料、資材、農業園芸用品、食品など全ての物品

【役務・業務】清掃、保守点検、警備、測定・検査、計画策定、情報通信、クリーニング、害虫駆除、運送、リース(○A機器除く)などの役務・業務委託

※詳細は申請書類でご確認ください。

◆登録の有効期間
平成26年4月1日～平成27年3月31日(1年間)
※今回は平成25・26年度分の申請受け付けのため、有効期間は1年間となります。

◆注意
①申請書と添付書類は、A4フラットファイルとして提出してください。

◆登録の有効期間
平成26年4月1日～平成27年3月31日(1年間)
※今回は平成25・26年度分の申請受け付けのため、有効期間は1年間となります。

◆主な登録種目の内容
【物品】文具・事務用機器(○A機器リース含む)、木工・家具類、教育・保育用品、印刷・看板、衣料、日用品、薬品類、医療機器、測定機器、電気機械器具、厨房機器、輸送機器、消防保安用品、燃料、資材、農業園芸用品、食品など全ての物品

【役務・業務】清掃、保守点検、警備、測定・検査、計画策定、情報通信、クリーニング、害虫駆除、運送、リース(○A機器除く)などの役務・業務委託

※詳細は申請書類でご確認ください。

◆登録の有効期間
平成26年4月1日～平成27年3月31日(1年間)
※今回は平成25・26年度分の申請受け付けのため、有効期間は1年間となります。

◆注意
①申請書と添付書類は、A4フラットファイルとして提出してください。

◆登録の有効期間
平成26年4月1日～平成27年3月31日(1年間)
※今回は平成25・26年度分の申請受け付けのため、有効期間は1年間となります。

◆主な登録種目の内容
【物品】文具・事務用機器(○A機器リース含む)、木工・家具類、教育・保育用品、印刷・看板、衣料、日用品、薬品類、医療機器、測定機器、電気機械器具、厨房機器、輸送機器、消防保安用品、燃料、資材、農業園芸用品、食品など全ての物品

【役務・業務】清掃、保守点検、警備、測定・検査、計画策定、情報通信、クリーニング、害虫駆除、運送、リース(○A機器除く)などの役務・業務委託

※詳細は申請書類でご確認ください。

◆登録の有効期間
平成26年4月1日～平成27年3月31日(1年間)
※今回は平成25・26年度分の申請受け付けのため、有効期間は1年間となります。

◆注意
①申請書と添付書類は、A4フラットファイルとして提出してください。

◆登録の有効期間
平成26年4月1日～平成27年3月31日(1年間)
※今回は平成25・26年度分の申請受け付けのため、有効期間は1年間となります。

◆主な登録種目の内容
【物品】文具・事務用機器(○A機器リース含む)、木工・家具類、教育・保育用品、印刷・看板、衣料、日用品、薬品類、医療機器、測定機器、電気機械器具、厨房機器、輸送機器、消防保安用品、燃料、資材、農業園芸用品、食品など全ての物品

【役務・業務】清掃、保守点検、警備、測定・検査、計画策定、情報通信、クリーニング、害虫駆除、運送、リース(○A機器除く)などの役務・業務委託

※詳細は申請書類でご確認ください。

◆登録の有効期間
平成26年4月1日～平成27年3月31日(1年間)
※今回は平成25・26年度分の申請受け付けのため、有効期間は1年間となります。

◆注意
①申請書と添付書類は、A4フラットファイルとして提出してください。

◆登録の有効期間
平成26年4月1日～平成27年3月31日(1年間)
※今回は平成25・26年度分の申請受け付けのため、有効期間は1年間となります。

◆主な登録種目の内容
【物品】文具・事務用機器(○A機器リース含む)、木工・家具類、教育・保育用品、印刷・看板、衣料、日用品、薬品類、医療機器、測定機器、電気機械器具、厨房機器、輸送機器、消防保安用品、燃料、資材、農業園芸用品、食品など全ての物品

【役務・業務】清掃、保守点検、警備、測定・検査、計画策定、情報通信、クリーニング、害虫駆除、運送、リース(○A機器除く)などの役務・業務委託

※詳細は申請書類でご確認ください。

◆登録の有効期間
平成26年4月1日～平成27年3月31日(1年間)
※今回は平成25・26年度分の申請受け付けのため、有効期間は1年間となります。

◆注意
①申請書と添付書類は、A4フラットファイルとして提出してください。

◆登録の有効期間
平成26年4月1日～平成27年3月31日(1年間)
※今回は平成25・26年度分の申請受け付けのため、有効期間は1年間となります。

◆主な登録種目の内容
【物品】文具・事務用機器(○A機器リース含む)、木工・家具類、教育・保育用品、印刷・看板、衣料、日用品、薬品類、医療機器、測定機器、電気機械器具、厨房機器、輸送機器、消防保安用品、燃料、資材、農業園芸用品、食品など全ての物品

【役務・業務】清掃、保守点検、警備、測定・検査、計画策定、情報通信、クリーニング、害虫駆除、運送、リース(○A機器除く)などの役務・業務委託

※詳細は申請書類でご確認ください。

◆登録の有効期間
平成26年4月1日～平成27年3月31日(1年間)
※今回は平成25・26年度分の申請受け付けのため、有効期間は1年間となります。

◆注意
①申請書と添付書類は、A4フラットファイルとして提出してください。

◆登録の有効期間
平成26年4月1日～平成27年3月31日(1年間)
※今回は平成25・26年度分の申請受け付けのため、有効期間は1年間となります。

◆主な登録種目の内容
【物品】文具・事務用機器(○A機器リース含む)、木工・家具類、教育・保育用品、印刷・看板、衣料、日用品、薬品類、医療機器、測定機器、電気機械器具、厨房機器、輸送機器、消防保安用品、燃料、資材、農業園芸用品、食品など全ての物品

【役務・業務】清掃、保守点検、警備、測定・検査、計画策定、情報通信、クリーニング、害虫駆除、運送、リース(○A機器除く)などの役務・業務委託

※詳細は申請書類でご確認ください。

◆登録の有効期間
平成26年4月1日～平成27年3月31日(1年間)
※今回は平成25・26年度分の申請受け付けのため、有効期間は1年間となります。

◆注意
①申請書と添付書類は、A4フラットファイルとして提出してください。

◆登録の有効期間
平成26年4月1日～平成27年3月31日(1年間)
※今回は平成25・26年度分の申請受け付けのため、有効期間は1年間となります。

◆主な登録種目の内容
【物品】文具・事務用機器(○A機器リース含む)、木工・家具類、教育・保育用品、印刷・看板、衣料、日用品、薬品類、医療機器、測定機器、電気機械器具、厨房機器、輸送機器、消防保安用品、燃料、資材、農業園芸用品、食品など全ての物品

【役務・業務】清掃、保守点検、警備、測定・検査、計画策定、情報通信、クリーニング、害虫駆除、運送、リース(○A機器除く)などの役務・業務委託

※詳細は申請書類でご確認ください。

◆登録の有効期間
平成26年4月1日～平成27年3月31日(1年間)
※今回は平成25・26年度分の申請受け付けのため、有効期間は1年間となります。

◆注意
①申請書と添付書類は、A4フラットファイルとして提出してください。

◆登録の有効期間
平成26年4月1日～平成27年3月31日(1年間)
※今回は平成25・26年度分の申請受け付けのため、有効期間は1年間となります。

◆主な登録種目の内容
【物品】文具・事務用機器(○A機器リース含む)、木工・家具類、教育・保育用品、印刷・看板、衣料、日用品、薬品類、医療機器、測定機器、電気機械器具、厨房機器、輸送機器、消防保安用品、燃料、資材、農業園芸用品、食品など全ての物品

【役務・業務】清掃、保守点検、警備、測定・検査、計画策定、情報通信、クリーニング、害虫駆除、運送、リース(○A機器除く)などの役務・業務委託

※詳細は申請書類でご確認ください。

◆登録の有効期間
平成26年4月1日～平成27年3月31日(1年間)
※今回は平成25・26年度分の申請受け付けのため、有効期間は1年間となります。

◆注意
①申請書と添付書類は、A4フラットファイルとして提出してください。

◆登録の有効期間
平成26年4月1日～平成27年3月31日(1年間)
※今回は平成25・26年度分の申請受け付けのため、有効期間は1年間となります。

◆主な登録種目の内容
【物品】文具・事務用機器(○A機器リース含む)、木工・家具類、教育・保育用品、印刷・看板、衣料、日用品、薬品類、医療機器、測定機器、電気機械器具、厨房機器、輸送機器、消防保安用品、燃料、資材、農業園芸用品、食品など全ての物品

【役務・業務】清掃、保守点検、警備、測定・検査、計画策定、情報通信、クリーニング、害虫駆除、運送、リース(○A機器除く)などの役務・業務委託

※詳細は申請書類でご確認ください。

◆登録の有効期間
平成26年4月1日～平成27年3月31日(1年間)
※今回は平成25・26年度分の申請受け付けのため、有効期間は1年間となります。

◆注意
①申請書と添付書類は、A4フラットファイルとして提出してください。

◆登録の有効期間
平成26年4月1日～平成27年3月31日(1年間)
※今回は平成25・26年度分の申請受け付けのため、有効期間は1年間となります。

◆主な登録種目の内容
【物品】文具・事務用機器(○A機器リース含む)、木工・家具類、教育・保育用品、印刷・看板、衣料、日用品、薬品類、医療機器、測定機器、電気機械器具、厨房機器、輸送機器、消防保安用品、燃料、資材、農業園芸用品、食品など全ての物品

【役務・業務】清掃、保守点検、警備、測定・検査、計画策定、情報通信、クリーニング、害虫駆除、運送、リース(○A機器除く)などの役務・業務委託

※詳細は申請書類でご確認ください。

◆登録の有効期間
平成26年4月1日～平成27年3月31日(1年間)
※今回は平成25・26年度分の申請受け付けのため、有効期間は1年間となります。

◆注意
①申請書と添付書類は、A4フラットファイルとして提出してください。



障害について考える たかはし福祉フォーラム2013

障害がある人の親は、自分が亡くなった時に備え、わが子のために何を残せばいいのか。財産は？後見人は？事例紹介を交え、今後に備えておくべきことについて、専門家と一緒に考えましょう。

■問い合わせ・申し込み 福祉課障害福祉係 ☎(21)0284 FAX(21)1433

- ◆テーマ 「親亡きあとを考える～障がいのある我が子が残された時～」
- ◆日時 2月13日(木) 午後1時(受付開始 午後0時30分)～午後4時
- ◆場所 総合文化会館 2階レクチャールーム
- ◆内容
 - ・小河原障害福祉顕彰表彰式
 - ・第1部 事例紹介(実際にあった親亡きあとの家族の話)
 - ・第2部 トークセッション(親が今後に備えておくべきこと)
- ◆定員 100人 ※定員になり次第締め切ります。
- ◆申込方法 電話またはファクスにより福祉課までお申し込みください。
- ◆申込期限 2月7日(金)



平成26年4月1日採用予定 非常勤嘱託職員を募集

市は、平成26年4月1日採用の青少年育成センター専任指導員兼家庭児童相談員を次のとおり募集します。

■問い合わせ 学校教育課総務係 ☎(21)1500

募集職種	採用人数	受験資格	主な業務内容	試験日・会場・試験内容	受験申込の受付期間と手続き
青少年育成センター専任指導員兼家庭児童相談員	1人	平成26年4月1日現在において65歳未満で、学校教育法に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学もしくは社会学を専攻する学科、これらに相当する課程を修めて卒業した人、医師の有資格者または社会教育主事として2年以上児童福祉事業に従事した人	青少年の非行防止および健全育成に関する業務 ・家庭における児童福祉に関する専門的技術を必要とする相談指導業務	<試験日> 2月20日(木) <受付時間> 午前8時30分～45分 <試験時間> 午前8時50分～ <試験会場> 市役所第2庁舎 2階会議室 (落合町近辺 286-1) <試験内容> 作文・面接	<受付期間> 2月12日(水)まで 午前8時30分から午後5時15分 ※土・日曜日、祝日を除く <申込用紙の配布場所・受付場所> 〒716-0062 落合町近辺 286-1 市役所第2庁舎 教育委員会 学校教育課総務係 ※申込用紙は、市役所総務課、各地域局でも配布しています。